

横浜地方裁判所委員会（第38回）議事概要

1 日時

令和3年11月19日（金）午後2時00分～午後4時00分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

裁判員裁判における新型コロナウイルス感染症対策について

4 出席者

（委員）安藤肇、安藤浄人、宇都宮大輔、小高純、河西慎、家令和典、
倉田真希、柴田育江、新谷晋司、鈴木達也、田辺由美子、團藤
丈士、三品篤、渡邊秀一（五十音順、敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官、刑事首席書記官、事務局長、事務局次
長、総務課長、総務課課長補佐

5 議事

(1) 新任委員の紹介

新谷晋司委員、安藤肇委員、三品篤委員、河西慎委員、鈴木達也委員
（任命順）

(2) 委員長代理の指名

新谷晋司委員が第一順位の委員長代理に指名された。

(3) 前回のフォローアップ

（発言 ■委員長 ○委員 □委員（裁判所）◇説明者）

■ 前回の委員会で、出席された委員より、新型コロナウイルス感染症対策として、裁判所庁舎入口にスタンド式の体温計を設置してはどうかとの提案がなされました。提案内容について、当庁における検討の結果を庶務から報告いたします。

◇ 入庁時においてスタンド式の体温計を設置し検温を実施することで、

発熱の有無など、来庁者の体調がより明確になるのは御指摘のとおりですし、多くの商業施設だけでなく、身近なところでは、弁護士会、検察庁などでも設置されているところです。

一方で、裁判所の場合、入庁者には裁判手続の当事者や傍聴人がいらっしゃると思いますが、裁判を受ける権利、裁判の公開という憲法上の要請の観点から、発熱しているということだけを理由に入庁を拒むことはできません。前回の委員会でも申し上げましたが、当事者には体調不良時の来庁を控えるように呼びかけ、各裁判体において期日変更等の配慮も行っておりますが、それでもなお入庁しようとされる方については、入庁を認めざるを得ません。

このような裁判所という機関の特殊性を考えますと、検温の効果は限定的な面があり、現時点では、スタンド式の体温計の設置は見送るという結論になりました。今後、感染状況等の変化があった場合には、感染防止対策の見直しの中で、入庁時の検温についても検討してまいりたいと存じます。

(4) 今回のテーマに関する説明

ア 裁判所

家令和典委員及び高井由太佳裁判員調整官から「横浜地裁の裁判員裁判における新型コロナウイルス感染症への対応について」を説明

イ 弁護士会

千歳博信氏（弁護士会刑事弁護センター運営委員会副委員長）から「裁判員裁判におけるコロナ感染症対策（刑事弁護人の立場で）」を説明

ウ 検察庁

安藤浄人氏（委員・横浜地方検察庁次席検事）から「裁判員裁判におけるコロナ感染症対策（検察官の立場で）」を説明

(5) 意見交換 （発言 ■委員長 ○委員 □委員（裁判所）◇説明者）

○ 裁判員に選任され、公判や評議のプロセスに入った後で、裁判員のどなたかの感染が判明したり、何らかの事情で継続的に参加することが難しくなることはあり得ると思うのですが、そのような場合はどういう扱いになるのでしょうか。

□ 裁判員の中で、発熱したり、御本人は大丈夫だけど家族に高熱者が出たということはこれまでに起きています。

裁判所内で接触があって感染したという事象は今のところ全国で起きていないはずで、発生したケースとしては、御本人が高熱を発する、もしくは御家族が高熱を発する。あるいは、自分の勤務している職場に感染者が出たというものです。御本人又は御家族が発熱して、PCR検査を受検している場合、裁判手続はその結果を待って実施できるかどうかを検討いたします。

ただ、事件の内容によっては、日程変更が難しい場合、むしろそちらの方が多かろうと思いますが、そういう場合には事情を説明して、補充裁判員もおりますので、御辞退をされるということもあり得ますけど、というようなことを申し上げます。

その結果、大半の場合は、辞退されて、補充裁判員を繰り上げて裁判を続行するということになるかと思います。PCR検査の結果を待てる状況であれば、場合によっては公判期日を若干変更して、その結果が出るのを待つというような対応もあり得ます。

○ 補充裁判員の方はその間も継続的に公判の状況等については逐次情報がアップデートされているのか、それとも補充されることが分かった段階で情報を整理してお伝えするのでしょうか。

□ 選任手続でも繰り返し説明しておりますが、補充裁判員の方も全ての公判期日、全ての評議に漏れなく常に参加していただかなければいけな

い、そうでないと代わりができないですよということを繰り返し申し上げております。

補充裁判員は、補充が必要になった時に来ればいいと誤解をされたことが今まで幾度もあるものですから、くどいように申し上げます。

○ 裁判員候補者に送られてくる質問票があり、そこに辞退をする場合の理由を書き、その理由が認められたら候補者から外れると書いてあったと思うのですが、その理由の中にコロナの感染が怖いからと書かれた場合に、それは認められるのでしょうか。

□ 実情を申しますと、コロナ禍の下においては、感染が怖いと書かれた場合、要件的には裁判員裁判に参加することの精神的負担が重いという要件に当たると考えて辞退を認めております。したがって、呼び出しをしていても、そうであればそもそもお越しいただかなくて結構ですとお伝えしているのが実情です。

○ 裁判員裁判には直接関わらないかもしれませんが、いわゆる著名事件で傍聴券交付を行いますよね。人数的には何百人、何千人と並ぶ事案もあると思うのですが、傍聴券配布におけるコロナ対策という工夫はあるのでしょうか。

◇ 傍聴券はオープンスペースで、換気が良い場所で交付しております。

また、傍聴希望者が滞留しないように、職員を配置し、並んでいる方同士の間隔を取るよう声をかけをしながら誘導しております。

○ 今、見せていただいた評議室での意見交換というのは、ケースバイケースだと思うのですが、どのぐらいの時間、部屋に滞在することが一般的なのでしょうか。

□ 標準的なケースでは、大体証拠調べを入れて3日間審理を行い、その後、論告、弁論期日が4日目というのが比較的多いです。

審理の日は、大体1時間ごとに20分ぐらいの休憩を取っており、休

憩時間は評議室にいます。昼休みは評議室で食事をとられる方もおられますし、外出される方もいます。公判期日は、私の場合は17時までやらずに16時頃に終わるようにしておりますが、そうすると朝の10時頃から16時まで法廷と評議室を行ったり来たりするという状況です。

評議だけの場合は大体朝の10時から夕方、私の場合は16時頃までを丸2日ぐらいやって、それから少し日をいただいて判決を書いて、言渡しの日に来ていただきます。したがって、評議の日はほぼ丸1日評議室におられますし、公判がある日は休憩時間等に評議室にいと、そういうふうに大体イメージしていただければよろしいかと思います。

○ 発熱等がある場合において、何らかの基準、あるいは事前にPCR検査をしてから来てくれとか、そういった議論はあるのでしょうか。

◇ 選任手続にお越しいただいた方には非接触型の検温器で検温しておりますが、PCR検査を受けてきてくださいと連絡していることはありません。

□ 先ほど御覧いただいた評議室や法廷の設備であれば、仮に感染した方が来ておられても、他の方との濃厚接触はないという状況に置いているつもりです。

法廷で裁判員の方はほぼお話になりませんし、マスクもしています。マスクを外して食事をして会話していたという状況が生じれば濃厚接触が起こり得ますが、裁判所としてはお互い濃厚接触にならない対策をとっているつもりですので、事前に検査をしてお越しく下さいというところまでは申し上げていないというのが実情です。

■ ありがとうございます。それでは意見交換をしていただきたいと思います。御説明を申し上げました現在の感染防止策について、それで足りているかどうか、あるいはこういった点は更に考えなくてもいいのかというような御指摘も含めて、御意見があればお願いできればと思います。

す。

特に有識者の委員の皆様方は、どなたもまだ裁判員の経験をされていないということです、いつか裁判員候補者になる、それも遠くない将来に来る可能性を秘めておられるので、自分が裁判員として来るのであれば、この点を考慮してほしいと思われる点があれば、どうぞ遠慮なくおっしゃってください。

○ 評議室ですが、保健所的には濃厚接触には当たらない状況になるのかもしれませんが、2日間にわたって10時から16時まで同じ部屋にいた方について、仮に感染のリスクがあることが判明した場合には、正直その翌日に改めて出ていくことに関しては躊躇する気もします。PCR検査の結果はすぐには出ないでしょうが、情報共有はどの範囲でされているのか。例えばどなたかが発熱された、検査結果待ちみたいなことについては情報共有されているのでしょうか。

□ 私が承知している限りですが、裁判員の皆様には裁判所の緊急連絡先の電話番号が書いたものをお渡ししております。また、裁判員の皆様からも、緊急連絡先として、携帯電話の番号を伺っております。私の部の場合は、裁判員の皆さんの緊急連絡先の電話番号を付箋に書いていただいております。何らかの異変があった場合には御連絡をいただいたり、もしくはこちらから連絡をしたりということで、常時連絡を取れる体制はとっております。

裁判員の方に対しては、体調については本当に留意して、何かあれば御連絡くださいと最初にかなり丁寧に申し上げておりますので、何らかの不安を感じた方は裁判所に連絡をいただけます。

例えば、自分の会社に感染者が出たけれども、その人と自分は接触する環境になく、大丈夫だと思うけど一応御連絡を差し上げたというような場合、あえて検査をしていただくまでもないという状況が分かれば、

内部的に検討した上で、そのままお越しく下さいとした場合がございます。

ただ、濃厚接触の可能性があるという場合には、事情を説明して、辞退されてはどうでしょうかと話をすることもあります。裁判員から連絡があれば、組織内で検討した上で対応しております。

○ 裁判員Aが発熱をされている情報というのは裁判員Bに共有されているのでしょうか。私の職場でも実際に感染者が出たのですけれども、どの段階で、どの範囲までの職員と、どのレベルの情報共有をするかというのは非常に悩みました。濃厚接触には1件も当たりませんでした。職場を同じくする人からすれば早い段階で情報共有をしてほしいという意見がかなり強くありました。仮に私が裁判員Bだとして、Aの方がまだ結果は出てないけれども既に発熱をされていて、その情報を裁判所が把握しているのであれば、私にも情報共有をしていただきたいと考えても不思議ではないと思います。

□ 比較的最近あった例では、濃厚接触とは言えないけれども職場で感染者が出た方がおりました。私が裁判長ではありませんでしたが、他の裁判員の方にも状況をお伝えしたと聞いています。お伝えした上で、裁判所としてはお越しいただくことにしたいと思うけどもよろしいかというようなことを説明して、そのまま来ていただいて続行したと聞いています。したがって、裁判所の内部だけで情報を隠して対策を講じるということとはしていないはずです。

■ 裁判員同士は、お互いの名前等は知らないのでしょうか。

□ 大体の部で同様だと思うのですが、私の場合は、法廷では番号で呼びます。裁判員1番の方、補充裁判員2番の方と。ただ、部屋の中では番号同士で呼び合うのも味気ないので、御了解を得て、名字が入った座席表を作って、評議室の中では何々さん、何々さんと呼べるような状況を

作っております。

ただ、名字だけですし、なおかつ知られたくなければ偽名でもいいですよとは話しています。偽名だと反応することが難しいということもあり、結局本名の座席表を作っておりますので、名字までは分かっていると思いますが、どこの誰というところまでは、個人的に連絡取っている分にはちょっと分かりませんが、当たり前のように分かる状況ではないと思います。

- ありがとうございます。私どもも職員の中で陽性者が出た場合に周りの職員にどの程度情報を共有するかという点で、やはり陽性者の方のプライバシーの問題、それから業務遂行上の安全確保の問題とのせめぎあいという点で組織内部としては非常に神経を使うところだと思って聞いておりましたが、裁判員の場合は、お互いの相互の関係性が希薄であるという点が特徴としてあるのかなと思いましたので、補足をさせていただきました。

なお、先ほど評議室の見学の際に、空気清浄機が2台あった方がいいのではないかという御指摘がございましたけれども、この点は予算との兼ね合いもありますので、そういう御指摘も踏まえて今後考えてまいりたいと思います。

- リモート評議といいますか、その辺の将来像についてはどの辺りまで御検討されているのかをお聞きしたいです。私ども民間企業ですと、知事等が盛んにもっとテレワークをしてくださいと働き掛けていて、苦労しながらそれなりにやってきたところが多いと思うのですが、それをもうちょっと模索できないのかなという気がしました。

期日が2か月停止して被告人の勾留が長くなる、関係者の記憶が薄れるというのは恐らく刑事裁判の中では大きな問題であり、改善すべき方向性を何か見つけていかなきゃいけないのだろうなと思っております。

例えば法廷の中で被告人の顔を見てというのはとても大事だと思うのですが、先ほどのお話にありましたように、結審した後の評議で丸2日は裁判員と裁判官だけで議論する場合は少なくともリモートの可能性が探れるのではないかなと思いました。

多分、秘匿の部分が問題になるのですが、本当例えの思いつきですけど、川崎支部や横須賀支部からリモートで環境を整えて、今日は横須賀支部から参加しますということは探れるのではないかと思ってしまったのですが、その辺は何か議論があるのでしょうか。

- 議論はありますかと聞かれると、議論自体はありません。ただ、考えますと、先ほど千歳弁護士からもありましたように、まず公判については、それぞれの供述者の顔を見て、声を聞いて判断するという直接主義の要請がありますので、画面で見て行うということは今の刑事裁判の理念からするとやや遠いという気がします。

社会通念によって変化があるのですが、公判は多分今のままでやるという気がします。

評議は、一足飛びにそこに行こうとしても、やっぱり守秘義務の問題が大きく立ちはだかりますし、リモートでいい面もあるけど悪い面もあるとは皆さんも今感じておられるところだと思います。

顔を突き合わせて話をしないと十分な話合いができないというリモートの負の側面も感じられているところかと思います。

そうしますと、先ほど申し上げたとおり、同じ空間を共有し、できれば食事とともにし、雑談もしながら大事なことを決めていく、そういう場を確保するためには、お集まりいただいて話し合うというのは裁判の本質に照らしても重要な点だと思っております。

お集まりいただくことを前提に感染防止策をとっているわけですが、リモートでないと実施できないという環境になった場合には、裁判を実

施することが至上命題ですので、議論の俎上に上ってくるかと思いますが、現時点においては、感染防止を一生懸命やっているところであり、そこまで追いついてないというのが実情としてはあります。

○ 裁判員の方には相当分厚い書類が送られるという話がありましたが、不織布マスクを裁判員に事前に送付することについて、予算もあると思うのですが、そういう考えが出たりしたことはあるんでしょうか。

◇ 裁判員候補者の方に送っているものは本日資料でお配りした裁判所で行っている対策や協力をお願いをしている書面です。

事前にマスクはお送りしていないのですが、評議室や選任手続の場面で、マスクを持ってこなかったとか、不織布マスクじゃなくて布マスクで来てしまったので、不織布マスクが欲しいという方にはお渡ししています。消毒液も部屋のあちこちに設置して自由に使っていただくような状況にしています。

実際の例で言いますと100人の方に通知を送って、裁判所に来られる方が30人程度という状況もございまして、事前に皆様にあまねくお配りすることまではしておりません。

○ 今の御意見、結構重要だと思います。結局対策に100%はないですよ。すり抜けることがあり得るし、可能な限り動線を分けて、あとはもう一般的な消毒、遮蔽、そういった基本的なことをやるしかないと思います。裁判員の方が各部屋に1個アルコールのボトルがあっても、そのボトルをたくさんの人が触るということになりますから、朝、1日使う10枚程度の除菌のウェットティッシュを個包装で一つ配るというのも効果的かもしれないと思いました。

■ ありがとうございます。貴重な御指摘をいただきました。ほかはいかがでございましょうか。

□ 今の点申しますと、職員が、その都度ではありませんけど、1日終わ

ったら評議室と法廷はアルコールで拭いています。そこまでは裁判所でもやっておりますが、御指摘の内容まではしていません。

○ 今後ワクチン証明がより一般化されていった場合は、裁判員の方々に証明を出していただくというような取扱いは考えられますか。

□ これも今のところ議論の俎上には上っていません。だから何ともお答えのしようがないのですが、裁判員候補者の方が裁判員になるというのは公務の側面と権利の側面と両方があると思われます。

ワクチン接種をそもそも強制できるかという話がある中で、ワクチンを接種していない人は御遠慮くださいというのは、難しい問題があるのかなとは感じております。

○ 先ほど、コロナへの恐怖を理由に出席を断れるかというお話があったかと思います。個別に連絡をすれば断れるという趣旨で受け取ったのですが、仮にそうならば、一般の方にとって裁判所は非常に敷居が高い存在なので、個別連絡ではなく文字としてお手紙の中に書いてあるということも、可能であれば配慮が必要なのかなと思いました。

あともう一つは先ほども御質問があったオンライン会議、リモート環境のことですけれども、市役所においても、審議会をはじめ外部の方にお越しいただく様々な会議で、オンライン会議を求められることが多くなりました。市役所のオンライン環境への対応はまだまだ不十分で、特にコロナ初期の頃は対応が難しかったのですが、今ではオンラインで審議会を開いたり、一部の委員の方にリモート環境で参加していただいたりといったことを始めています。リモートのデメリットは当然あって、議論の深まりとか表情の読み取りには課題がありますが、選択肢があるということは必要ではないかなと思います。

■ ありがとうございます。裁判員の皆さんに断りやすい環境を作って差し上げることが、裁判員確保の点からいくと、人が確保できなければ

裁判が開けないという、刑事部の立場からするとそういう板挟みの状況にもなる可能性を秘めた部分もあるかと思います。

リモートの関係については、刑事裁判手続のＩＴ化も今議論されていると聞いておりますが、将来的にどういう姿となって出てくるのか、現行法はなかなかリモートを組み込みにくい法体系になっていることは間違いないだろうと思いますので、刑事裁判のＩＴ化には法改正をしていかなければいけないということで今議論されていると聞いています。

したがって、そういった動向もにらみながら、多角的に意識をもって、どういう形でできるのかという辺りを引き続き意識をもっていきたいと考えております。

今日は本当に様々な角度から御意見をいただきましてありがとうございます。いただいた御意見を踏まえて、当事者、更に裁判員、補充裁判員に選任されている皆様方が安心して裁判に注力していただけるように、引き続き維持、発展させていきたいと考えております。

(5) 次回の予定

ア テーマ

次回「民事調停をはじめとする簡易裁判所の利用促進」

イ 開催日時

次回 令和４年５月１７日（火）午後２時半～午後４時半